

羽咋市自然栽培新規就農者助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有し農業経営として自然栽培農業を実施する新規就農者に対し、市が予算の範囲内において羽咋市自然栽培新規就農者助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、新たな自然栽培農業の担い手を確保し、もって農業の振興と地域の活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然栽培農業 原則として、のと里山農業塾で自然栽培の講習を受講し、当該栽培農法を実践するもの

(2) 農業経営 自家消費のみでなく販売することを目的として農産物を生産すること
(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有しかつ自立して自然栽培農業経営を開始した者(ただし、親等の経営を承継する者を除く。)で、自然栽培農業を5年間継続する見込みのある者

(2) 申請年度に国の新規就農総合支援事業による青年就農給付金(経営開始型)の給付の承認を受けた者

(3) 原則として、JAはくいの主催する自然栽培部会に参画する者

(助成金の額及び交付期間)

第4条 助成金の額は、国の新規就農総合支援事業で支給される金額の1割とする。ただし、毎年度の交付額は1,000円未満を切り捨てる。

2 前項に規定する助成金の交付期間は、当該助成金の交付を決定した日から5年間を限度とする。

(助成金の認定申請)

第5条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする者は、所定の自然栽培新規就農者助成金交付認定申請書(様式第1号)(以下、「認定申請書」という。)に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の認定)

第6条 市長は、前条に規定する認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認定したときは、自然栽培新規就農者助成金交付認定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の認定通知書を受けた者は、毎年度2月末日までに自然栽培新規就農者助成金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付することに決定した場合は、自然栽培新規就農者助成金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条の交付決定通知を受けた者は、自然栽培新規就農者助成金交付請求(様式第5号)に自然栽培での販売を証する書類を添付のうえ、市長に請求するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を一括して返納させることができる。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき
- (2) 市税及び公課を滞納したとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき
- (4) この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の全部を原則として一括請求する。

- (1) 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき
- (2) 前項のほか、市長が相当の理由があると認めるとき

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。